

○運転経歴証明書の再交付

(第 30 条の 11 第 1 項)

改正 令和元年 12 月 1 日 令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法施行規則
根拠条項	第 30 条の 11 第 1 項
処分の概要	運転経歴証明書の再交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行規則第 30 条の 11 第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審査基準	
標準処理 期間	岡山県公安委員会が交付した運転経歴証明書に対して、当該再交付の申請が行われた場合にあっては、1～30 日（行政庁の休日は含まない。） (運転免許センター及び倉敷・津山運転免許更新センター 1 日、警察署 30 日)
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係